

9月分

No.8

件名	県総合庁舎付近での県関係者の喫煙について
受付日	令和7年9月12日
ご意見・ご提案の概要	<p>敷地内禁煙のルールがあるからだと思うが、可茂総合庁舎の警備員が休日に路上で喫煙しているため、何度か散歩で通った際に、副流煙を吸うことになった。</p> <p>なぜ無関係の者が受動喫煙させられなくてはならないのか。</p>
県の考え方	<p>当庁舎では、健康増進のため、令和6年4月1日から敷地内を全面禁煙としています。ご指摘を受けて調査したところ、警備員が路上で喫煙していたことが確認されました。そのため、当該警備員には喫煙マナーとルールを守るよう厳重に注意いたしました。</p> <p>今後も、県民の皆さんに配慮した行動を徹底し、快適な環境づくりに努めてまいります。</p>
担当課	可茂県事務所